

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 1 日から 29 年 4 月 20 日まで

私は、昭和 23 年から 31 年 12 月まで A 組合に勤務し、途中転勤で現場を移動したことはあるが継続して勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があり、5 年近くも加入記録が無いのはおかしい。申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人は、A 組合において昭和 23 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、24 年 6 月 1 日に同資格を喪失し、同日付で A 組合事業場において健康保険の被保険者資格を取得し、29 年 4 月 19 日に同資格を喪失していることから、申立人が転勤により A 組合から A 組合事業場に異動し、継続して勤務していたことは確認できるが、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A 組合事業場は、昭和 23 年 3 月 29 日に任意包括適用事業所として、健康保険のみの適用事業所となっており、その後、厚生年金保険の適用事業所となったのは、29 年 9 月 1 日であることが確認でき、申立期間において、A 組合事業場は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、当時の A 組合の社会保険事務担当者は、「事務職と現場責任者など特定の職員は厚生年金保険に加入していたと思う。」と証言しているが、A 組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同じく現場責任者であったとする 3 名も、申立人と同様に A 組合において、昭和 23 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、24 年 6 月 1 日に同資格を喪失しており、同日に A 組合事業場において健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、現場

責任者は厚生年金保険の被保険者となっていなかったことがうかがえる。

加えて、農林漁業団体職員共済組合が発足した昭和 34 年 1 月 1 日以降において、A 組合の事業を引継いだ B 市農業協同組合は、当時の資料は保存しておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料の納付状況について不明と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年から 29 年まで

私は、申立期間においてA社に正社員として勤務し瓦を作っていた。申立事業所には当時従業員は 10 名ほどおり、2名の同僚の名前を記憶している。厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人が挙げた同僚の氏名が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A社に勤務したとする期間についての記憶が定かでない上、先代の社長が亡くなったとき（昭和 32 年 10 月）、当時の社長から、「若いので辞めて他の仕事を探したらどうか。」と言われて、同僚と一緒に退職したとしているが、申立期間は先代の社長の存命中であることなどから、申立人の当時の記憶は曖昧であると推測できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期（昭和 27 年から 29 年まで）にA社に入社したとする複数の同僚は、高齢で病気療養中の1名を除き既に死亡している上、一緒に同社を退職したとする同僚の氏名も確認できないことから、申立てに係る証言を得ることができない。

さらに、A社の現在の社長は、「当時の資料も残っておらず、当時の従業員の所在等は不明である。」としており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することはできない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない上、申立に係る事実を確認できる

関連資料、周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月1日から32年5月1日まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していないとの回答を受けた。私は、昭和30年3月にA社に入社したが、当時、会社はB区にあり、その後C区へ移転した。職種は植字工で、従業員数は10名程度であった。厚生年金保険料は給与から引かれていたと記憶しており、申立期間厚生年金保険の期間が空白になっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立てに係る事業所の名称と同一の名称の事業所が2事業所存在するが、これらの事業所の所在地は、それぞれD区及びE区と記録されており、申立てに係る事業所の所在地（B区からC区に移転）と合致しない上、両事業所の事業主とも申立てに係る事業所の事業主名と異なっており、申立てに係る事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことがうかがえる。

また、D区に所在する事業所の厚生年金保険の適用年月日は、昭和26年2月1日となっているが、申立期間において、申立人の加入記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

さらに、E区に所在する事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和33年2月1日である。

加えて、両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた同僚に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。